

Ekachai Keesookpun 氏

タイ経営者連盟 (ECOT) アドバイザー

「新型コロナウイルス感染症ウイルスがタイの労働経済や働き方に与えた影響」

新型コロナウイルス感染症に伴う労働と新しい働き方への影響に焦点を当てて、タイがどのように新型コロナウイルス感染症に対処しているかについて発表いたします。

国家統計局によるとタイの労働人口は 3,760 万人です。また、最も脆弱なセクターは観光、飲食、娯楽、サービス、小売、卸売、パートタイムの労働者及び個人事業主です。2020 年最初の 10 週間のデータを見ると、新型コロナウイルス感染症の危機が始まる前からタイ経済が既に減速していることが明らかになります。1~3 月半ば(ロックダウン開始前)の期間の統計では、前年と比べて新規開業数は 5.3%減少、廃業数は 20.4%増加しており、新規事業数が廃業数を下回る結果を示しています。また、新型コロナウイルス感染症の流行は民間部門の平均労働時間にも影響を与えており、その数値は週 43.5 時間から週 42.8 時間に減少しました。さらに週 50 時間を超える労働は 9.0%減少しました。

次に、セクター別に新型コロナウイルス感染症の影響を見ましょう。観光セクターについては外国人観光客からの収入はタイの GDP の約 12%を占めます。新型コロナウイルス感染症の影響と 2020 年 4 月のロックダウンの結果、観光業の収入は前年同期比でマイナス 100%となりました。輸出セクターについてはタイの GDP の約 50%を占めます。世界的な景気後退によって 2020 年の輸出額は 12.9%減少すると予測されています。

また、新型コロナウイルス感染症に伴うソーシャル・ディスタンスへの取り組みは国内消費に影響を与えています。特に観光業、旅行業、娯楽業、ホテル業などの対面事業の他、自動車などの高額商品の製造・販売が影響を受けており、これらの事業のほとんどが赤字になっています。一方で黒字になっている事業は、オンラインビジネスです。代表的な例として、ロックダウンに伴い拡大したフードデリバリー事業が挙げられます。この状況に関しサイアム商業銀行は 1 カ月のロックダウンにより国内消費が 7.3%減少し、2020 年の GDP は 0.6%減少すると予測しています。

続いて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた労働者への支援策について説明いたします。労働者が抱えている問題とそれに対する支援策は以下のとおりです。

- 社会保障制度下にいる労働者:
 - 失業者:失業者は無収入の問題を抱えています。このような場合、追加で 6 か月間の社会保障給付金を与えるための公的支援が提供されています。
 - 不可抗力により休業となった労働者:解雇はされていないものの、休業による無収入

の問題を抱えており、企業から無給休暇が求められるケースもあります。このような状況にある労働者に対しては、社会保障事務局が 3 カ月間にわたって賃金日額の 62%を支給する公的支援が提供されています。

- タイ労働者保護法第 75 条に基づく一時休業にある労働者:解雇はされていないものの、休業による収入減の問題を抱えています。このようなケースでは使用者は休業期間中に労働者へ賃金日額の 75%以上を支払う義務があります。
- 時間単位の雇用契約の調整を受けた労働者:解雇されていないものの、労働時間の短縮に伴う収入減の問題を抱えています。これに対し、企業は労働者に時間単位で給与を支払っています。
- 社会保障制度下にいない労働者:
 - フリーランス:労働時間が短くなり、収入減の問題を抱えています。政府からの公的支援として「誰も取り残さない」プロジェクトを実施しており、3 カ月間にわたって月額 5,000 バーツの給付金を支給しています。
 - 農民:労働時間が短くなり収入減の問題を抱えています。公的支援は上記と同様になります。
 - 大学の新卒者:就職することができず無収入の問題を抱えています。この問題に対し一定期間(例えば 1 年間)採用する制度の導入等を検討しています。

タイがどのように新型コロナウイルス感染症に対処しているのかについて、これから説明いたします。内閣は事業者と個人に対する救済措置として推定 4,000 億バーツの給付を承認しました。この救済措置には事業者の流動性を支援するための 1,500 億バーツのソフトローン、債務整理措置、税制優遇策支払いの繰り延べや、国有地の地代、公共料金、社会保障基金などの事業費の削減措置などが含まれています。

新型コロナウイルス感染症流行後の労働政策について説明いたします。この政策は経済を刺激し、雇用を創出して新しい時代に対応できるように労働者のスキル向上を促進することを目的としており、新型コロナウイルス感染症感染のフェーズに基づいて策定されています。新型コロナウイルス感染症感染は「フェーズ 1 新型コロナウイルス感染症の拡大」、「フェーズ 2 新型コロナウイルス感染症の封じ込めの成功」及び「フェーズ 3 新型コロナウイルス感染症収束後の環境」の段階に分けられています。各フェーズにおける対策は、以下のとおりです。

- フェーズ 1 新型コロナウイルス感染症の拡大:労働者が生計を立て、オンライン研修で新しいスキルを身に付けることができるように救済措置を実施します。政府は社会保障制度の内外にかかわらず救済措置を実施します。
- フェーズ 2 新型コロナウイルス感染症の封じ込めの成功:労働力の能力開発や地域経済開発などの公共事業による雇用創出の他、雇用維持や雇用創出のための企業への賃金補助を実施します。

- フェーズ 3 新型コロナ感染症収束後の環境:経済再編については、タイのニューノーマルとしてスマート農業や中小企業などの全面的デジタル化、高齢化社会を支えるインフラの整備、経済で重要な製造業、貿易業、サービス業の改善を実施します。

政策の設計は影響を受ける労働者の年齢やスキル、ターゲットとする産業等、労働市場の状況と長期的な構造改革に即したものでなければなりません。また、労働政策を効果的に進めるためには、技術、インセンティブ及び法規制が必要となります。

タイ政府による失業者支援への取り組みについてもお話いたします。タイ政府は社会保障制度の保護下でない一時的な雇用の労働者と自営業者に対し、5,000 バーツの給付金を提供しています。また、中小企業は月給 1 万 5,000 バーツ以下の被保険者である従業員に 2020 年 4~7 月の間、給与として支払った額の 3 倍の費用を控除できます。これは企業による従業員の解雇を抑制するための政策です。

他にもタイ政府は「半額にしよう (KhonLa Khrueng)」プログラムを実施しました。これは政府が国民の個人消費の 50%を負担する支援プログラムです。このプログラムが開始してから 3 週間後、個人消費額は 137.6 億バーツに達しました。複数の商店(小規模商店含め)がこのプログラムに参加したことから、非常に速く効果を上げることができました。国民はスマートフォンを使用して、このプログラムの割引を受けることができます。

タイ企業がどのように新型コロナ感染症に対処しているのかについても説明いたします。タイ企業の 20%は、従業員の健康を守ること、オフィス賃料、公共料金、維持費などの経費を削減することを目的に、常時在宅勤務とする方針を設けています。

タイにおいて実施されている在宅勤務の事例としてニッサン・モーター・タイランド(NMT)を紹介いたします。NMT は新型コロナ感染症拡大を抑制するための取り組みの一環として、事務職員に対して幅広い在宅勤務ポリシーを設けています。人事部は従業員の在宅勤務での業務を改善するために、従業員同士が連携しコミュニティを構築するための機会を提供し、密接に関わりを持つようにしています。また、NMT は従業員の休憩と休暇に関する明確なポリシー及び 1 日の休憩時間に関するプロトコルを設けています。NMT は「皆を守る、ニューノーマルライフ」というキャンペーンも実施しています。これは顧客に最高のサポートを提供し、新型コロナ感染症拡大の状況下でも顧客の安全を保証することを目的としたキャンペーンです。その内容は以下のとおりです。

- アフターサービス:顧客の自宅においてまたは車両ピックアップして、定期メンテナンスを実施するサービスです。
- 「自宅でドライブ」サービス:自宅にいながら試乗体験できるサービスです。試乗体験への

申し込みは、NMT のホームページまたは Facebook ページから行うことができます。申し込み後、顧客が選んだ車両は安全のために適切に消毒した上で顧客の自宅に配車されます。

- ショールーム及びサービスセンターでの主な新型コロナウイルス感染症対策: サービスセンターでの 2 時間ごとの消毒、販売代理店入店時の全従業員・全顧客の体温チェック、従業員の常時マスク着用の徹底、アルコールジェルを提供、ハンドル、ギアシフト、座席、ドアハンドル、コンソールパネルなど手を触れる箇所の消毒を実施しています。

次に新型コロナによるパンデミック(パンデミック)でのタイの労働争議に関する問題について説明いたします。主に問題になっていることは、タイの法律上に「無給休暇」という用語が明記されておらず、「辞職」や「不当解雇」という用語しかないことです。労働者は企業より「無給休暇」を命じられたことについて労働裁判所に提訴して、訴えられた企業が倒産に至った事例がいくつかあります。また、多くの企業は、パンデミックで退職した従業員に退職金の支払いができていません。なお現在の法律では新型コロナウイルス感染症の影響で、例えば 14 日間の隔離をしなければならない場合、隔離期間中に従業員は最低賃金のわずか 50%を受け取る権利があります。

新型コロナウイルス感染症後に、雇用を守り労働争議を避けることが重要になります。市場が低迷すると、自動車製造業は新卒者や非熟練労働者を受け入れにくくなります。さらにタイでは多くの製造業者が近いうちにロボットや AI を導入することを計画しているため、多くの労働者が自動化技術に代替され新型コロナウイルス収束後の雇用状況は変化することが想定されます。もうひとつ大きな問題となっているのは大学新卒者です。大学新卒者の半数以上が英語を話せないのではないかと思います。これよりタイではグローバルワーカーを育てる機会が失われており、ローカルワーカーの育成だけが強調されていることが確認できます。このような背景から産業界は、近代的な自動車製造への移行期間に労働者のスキル向上(コンピューターや外国語のスキル等)を加速させる必要があると言えます。

雇用保護と労働争議回避に向けたタイ経営者連盟(ECOT)の取り組みについても紹介いたします。ECOT は労働法とその関連法に関する無料コンサルティングを提供しています。また、労働争議プログラムを実施し、使用者及び労働者に対して労働法・雇用規則に関する知識を提供しています。その目的は雇用問題に関する法的な最新情報を提供することで、違法な慣行、雇用及び労働争議の発生を防止することです。他にも従業員の雇用時の給料・解雇時の手当の設定方法、人事労務問題への対処方法に関し、事例紹介を用いて説明することで、本質に迫りベストプラクティスを導き出すようにしています。特に企業の法的潜在リスクを最小限にするために、教訓を精査して不当解雇等を回避するための手助けを行っています。

私の発表は以上です。皆さまからの情報やアイデアをお待ちしております。ご清聴ありがとうございました。